

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900144号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900090号

第1 結論

請求者のA社における平成27年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成28年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年4月から同年8月までは18万円、平成28年4月から同年8月までは20万円とする。

平成27年4月から同年8月まで及び平成28年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年4月から同年8月まで及び平成28年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年10月1日から平成29年4月1日まで
② 平成29年4月1日から平成31年4月1日まで
③ 平成27年8月10日
④ 平成28年4月10日
⑤ 平成28年5月10日
⑥ 平成28年8月10日
⑦ 平成29年1月10日
⑧ 平成29年4月10日
⑨ 平成29年9月10日
⑩ 平成30年4月10日
⑪ 平成30年9月10日

請求期間①について、実際の給与額より標準報酬月額が低く記録されている

ので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

請求期間②について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間③から⑪までの手当について、A社は、年金事務所の調査を受けて、給与（残業代）を支払ったとの説明をしたとのことであるが、納得できない。給与（標準報酬月額）ではなく、賞与（標準賞与額）として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、訂正請求受付日（令和元年5月31日）において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえて、平成26年10月1日から平成29年4月1日までの期間については厚生年金特例法を、平成29年4月1日から平成31年4月1日までの期間については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求者は、A社より不定期に支給された手当（請求期間③は超勤手当、請求期間④は特別手当及び超勤手当、請求期間⑤から⑦までは超勤手当、請求期間⑧は年度末奨励金、請求期間⑨は特別手当、請求期間⑩は年度末精算及び請求期間⑪は特別手当（以下「超勤手当等」という。））は給与ではなく、賞与である旨主張し、標準報酬月額及び標準賞与額についても正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正することを求めている。

しかしながら、請求者の請求内容により、令和元年6月26日に年金事務所による事業所調査が実施され、A社は、令和元年7月10日に請求期間③から⑪までの超勤手当等を賞与ではなく報酬として含めた請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）、平成27年、平成29年及び平成30年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）並びに平成28年8月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「訂正届」という。）を年金事務所に提出している。

上述の適用法令及び経過を踏まえ、請求者から提出された給与明細書、個別雇用契約書、労働条件通知書、社内メールのコピー、意見書及び請求者作成資料、A社から提出された賃金台帳、同社の回答及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに日本年金機構の回答により請求期間①から⑪までについて判断をすることとなる。

請求期間③から⑪まで支給された超勤手当等について、請求者は、給与ではなく賞与であるため、標準賞与額として記録してほしい旨の主張をしている。

しかしながら、A社は、超勤手当等は賞与ではなく月間勤務時間合計が180時間を超過した場合に支給する手当を超勤見込額として支払った旨の回答をしており、当該超勤手当等に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していないと回答しているところ、同社から提出の給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、賞与支給の記載はない。

また、日本年金機構は、超勤手当等の未払の残業代は賞与に該当せず、本来支給すべき月に支給せず、後から支払っているのであるから、本来支給される月の報酬に含めるべきものである旨の回答をしている。

このほか、請求者に対し請求期間③から⑩までの期間に賞与が支払われた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、A社から支払を受けた請求期間③から⑩までの超勤手当等を標準賞与額として記録することはできない。

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成26年10月から平成27年8月までは17万円、平成27年9月から平成28年8月までは18万円、平成28年9月から平成29年3月までは20万円と記録されていたところ、上述の訂正届に基づき平成26年10月から平成27年8月までは28万円、平成27年9月から平成28年7月までは30万円、平成28年8月から平成29年3月までは36万円に訂正されているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

請求期間①のうち、平成27年4月から同年8月までの期間及び平成28年4月から同年8月までの期間に係る上述の訂正届後の標準報酬月額（平成27年4月から同年8月までは28万円、平成28年4月から同年7月までは30万円、平成28年8月は36万円）並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成27年4月から同年8月までは18万円、平成28年4月から同年8月までは20万円）は、いずれもオンライン記録を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年4月から同年8月までは18万円、平成28年4月から同年8月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成28年4月1日から同年9月1日までの期間について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年7月10日に上述の訂正届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成28年4月1日から同年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成26年10月1日から平成27年4月1日までの期間、平成27年9月1日から平成28年4月1日までの期間及び平成28年9月

1日から平成29年4月1日までの期間について、上述の訂正届後の標準報酬月額（平成26年10月から平成27年3月までは28万円、平成27年9月から平成28年3月までは30万円、平成28年9月から平成29年3月までは36万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成26年10月から平成27年3月までは17万円、平成27年9月から平成28年3月までは18万円及び平成28年9月から平成29年3月までは20万円）を超えることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、請求者は給与明細書を提出し、超勤手当等は賞与であるため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の主張をしている。

しかしながら、上述の訂正届により年金事務所は、請求者のオンライン記録を、平成29年4月から同年8月までは36万円、平成29年9月から平成30年8月までは34万円、平成30年9月から平成31年3月までは32万円に訂正している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の主張する標準報酬月額に訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900324号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900092号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成27年7月14日は65万円、平成27年12月11日は80万円、平成28年12月26日は150万円に訂正することが必要である。

平成27年7月14日、平成27年12月11日及び平成28年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月14日、平成27年12月11日及び平成28年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月14日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年12月26日

請求期間①から③までについて、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書、A社から提出された賃金台帳及び課税庁から提出された町民税・県民税所得・課税証明書により、請求者は、同社から請求期間①は65万円、請求期間②は80万円、請求期間③は150万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成27年7月14日、平成27年12月11日及び平成28年12月26日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 7 月 14 日、平成 27 年 12 月 11 日及び平成 28 年 12 月 26 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900289号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900091号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和31年1月10日から昭和32年6月1日まで
② 昭和33年1月20日から同年12月30日まで

A社に勤務した期間について、職場の野球チームにて2年間はピッチャーを任されたことを憶えているので、2年以上は勤務したはずであるが、年金記録が7か月となっていることに納得できない。請求期間①及び②について、調査審議して年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②においてA社に勤務していたと主張しているところ、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主及び同組合に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は既に死亡又は所在不明のため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①及び②について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿にて確認できる請求者の資格取得年月日は、昭和32年6月1日、資格喪失年月日は、昭和33年1月20日となっており、オンライン記録と一致している上、請求者の厚生年金保険被保険者記録が訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。